平成31年度 箱根町予算・政策に関する要望について(回答)

○会員企業の経営支援

1. 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について

【回答】

当町の基幹産業であります観光産業の振興を図るため、県内外の観光展等へ参加し地域産業を積極的にアピールします。

当町が誇る伝統工芸品、箱根寄木細工につきましては、引き続き職人とともに各種イベントに出向き、実演・販売をし、広く製品をPRするとともに販路開拓を行ってまいります。

また、当町はセブンイレブン、ファミリーマートとの包括連携協定を締結しました。このため、地場産業を広くアピールすること、また販路開拓のための新たな支援・協力体制を構築していきたいと考えております。

2. 公共工事について

(1) 地元業者受注機会の確保について

【回答】

地元業者で施工が可能なものについては、地元業者に優先的に発注するよう、すでに取り組んでいますので、今後とも継続して配慮してまいりたいと考えています。

(2) 入札制度について

【回答】

最低制限価格の算定率については、工事の品質確保や適正な積算の観点から適切に設定することが必要であると考えていますので、平成30年4月から国の率に応じた率で算定するように町の要綱を改正しました。

また、設計内訳書の事後公表については、積算諸条件の透明性及び公正な執行の確保の点からも重要なものと考えていますので、県内の他自治体の状況を踏まえ、全面的な公表に向けた検討を重ねてまいります。

(3) 社会貢献企業に対する優遇措置について

【回答】

社会貢献企業に対する優遇措置について、現在のところ、除雪や災害時等における地域への貢献度を考慮した発注を、舗装工事において行っております。こうした社会貢献度等を加味した発注対象工事の種類、件数の拡充については、今後の課題としてさらに検討してまいります。

3. マル経融資制度の利子補給制度の創設について

【回答】

マル経融資制度の利子補給のみならず、小規模事業者等が必要としている制度創

設等につきまして、事業者のご意見も踏まえつつ貴会も含めた関係団体とも調査・ 研究をしていきたいと考えております。

また、新たな支援策等につきまして機会を捉え国や県に対しまして、必要な要望 もしてまいりたいと思います。

4. 信用保証料補助限度額の拡大について

【回答】

町内中・小規模事業者への支援策である信用保証料補助については、事業者からのご意見等を踏まえつつ、補助率等の見直しなど制度の拡大について検討してまいります。

- ○まちづくりの推進
- 5. 空き家対策について

【回答】

町では、平成28年11月から宅建協会と連携し、「箱根町空き家バンク」制度を創設しており、これまで約40件の登録がありました。また空き家バンクの利用促進を図るために、平成30年10月からは空き家バンク登録物件を対象としたリフォーム補助制度の対象範囲を賃貸にも広げたほか、補助額も対象額の2分の1(上限50万円)と増額いたしました。

今後についても、空き家所有者への積極的なアプローチや固定資産税納税通知書に空き家バンクについての紹介チラシ等を同封するなど、空き家の減少に向けて制度の周知を図っていくとともに、空き家の有効活用に向け、物件情報を積極的に提供してまいります。

また既存建築ストックの活用については、まずは建物の安全性を適切に確保する必要があることから、耐震診断・耐震改修にかかる費用に対し補助金を交付しております。今後も建物の有効活用に向け耐震化を促進するとともに、空き家の適切な維持管理、流通、利活用等を推進し、良好な住環境の保全を図ってまいります。

- ○小田原・箱根の連携による観光振興と地域振興
- 6. 箱根町の観光について
- (1)「小田原箱根観光ビジョン」への対応について

【回答】

大涌谷の事象を契機として2016年5月に策定された「小田原箱根観光ビジョン」は、小田原・箱根の「あるべき姿」などについて提言がなされており、今後の箱根観光を見据えていくうえで参考にするべき点も多くあると感じているところです。町では、2018年に「第2次箱根町HOT21観光プラン基本計画」を策定し、2019年には、その実施計画を策定する予定でありますので、具体的な施策を検討する上において、当該ビジョンの内容について十分に検討してまいります。

(2) 箱根湯本駅前公衆トイレのリニューアルについて

【回答】

箱根の玄関口にあります当該公衆トイレにつきましては、利用者は多い状況にありますが、地下にあるという特異性があり、障がいのある方には不便なこと、臭気が滞留するなどの課題を抱えております。

このような状況にあることから、今以上の利便性の向上や環境衛生に十分な配慮を図り、今後の改修工事において必要な措置を講じてまいります。

(3) 緊急時町内放送の外国語対応について

【回答】

外国人観光客の皆さんの安全を守るために、防災行政無線等による屋外放送の多言語対応を進めていく必要があると町も認識しております。現在、進めている防災行政無線のデジタル化において外国人観光客の方へも防災情報を伝えるため、多くの外国人観光客が訪れる大涌谷と同じく避難指示などの重要な防災情報については、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語での放送に対応する予定となっています。

7. 地域振興のための予算の十分な確保について

【回答】

「観光産業の更なる推進」の具体策としましては、平成30年4月に町観光協会を母体としました「箱根DMO」が設立され、さらに12月には観光庁から日本版DMO(地域DMO)として正式に認定されました。この組織は、官民一体となった正に「ALL箱根」体制で箱根観光のかじ取り役を担うものとして設立をするもので、町としてもその運営に対して予算面も含めた適正な支援を行っているところです。併せて増大するインバウンドの受入体制の充実、観光スポット等の機能拡充、新たな箱根ファンの創出等、効果を考慮しつつ、必要な部分についてはしっかり予算措置を行ってまいります。

○安心・安全なビジネスインフラの整備と地域でのエネルギー事業への取り組み 8. 足柄幹線林道の整備の強化について

【回答】

足柄幹線林道は現在林業等従事者のみが使用できる道路と位置付けられています。しかし現状は、生活道として町民のみならず多くの観光客の車両が走行している実態であると承知をしています。

当町は地震等大きな災害が発生した場合、道路が寸断され、各々の地域が孤立すると予測されております。そのような事態において町外とつながる林道は重要なライフラインの一部と考えておりますことから、ハード面を強固にすること、また安全を担保した施設となるよう引き続き神奈川県に要望してまいりたいと考えます。

○その他

9. 箱根湯本滝通り及び旧道(県道湯本・元箱根線)道路拡張について

【回答】

箱根湯本滝通り(町道湯2号線)は、狭小幅員箇所が多いことから歩行者の安全確保のため拡幅整備を検討しております。また、限られた道路空間における通行条件を良くするため、車両乗り入れが可能な歩道再整備を平成21年に実施し、道路空間の安全確保に努めているものです。この度、旧KKR緑風荘跡地の利用について国より照会があったことから、道路拡幅用地として売却要望を行っており、現在調整を図っているものです。

また、地元の滝通り協力会や滝通り自治会の協力を得て、今後の町道湯2号線を検討する場として協議会等を設け、道路のあり方を検討するとともに、用地提供の協力をお願いしていきたいと考えております。

神奈川県が管理しております県道湯本・元箱根線につきましても、狭小幅員箇所が多いことから、歩行者の安全確保のため、拡幅改良について引き続き要望してまいりたいと考えております。

10. 箱根の総合的な雪害対策について

【回答】

雪害対策については、町で定めている「雪害対策計画」に基づいて、毎年12月1日から翌年3月31日までの間、凍・雪害対策本部を設置しているものです。この期間においては「凍・雪害対策行動計画」に則り対応を図っており、降雪時においては国・県道の道路管理者やバス・鉄道等の関係機関と連絡調整を行いながら情報収集に努め、住民・観光客、事業者等に対して迅速な情報提供や必要な対応を行っているところであります。

除雪についても、当町は標高差が大きいことから地域によって降雪量が異なりますので、迅速な対応を図るため、常時、降雪状況の把握が可能な町内点在の土木事業者に委託しており、道路の安全な通行を最大限確保しているものであります。

また、数十年に一度の降雪量となるような大雪が懸念され、著しい交通障害が発生するなど、住民、観光客等に多大な影響を及ぼし、避難所の開設、自衛隊の派遣要請等の応援体制が必要な状態へと事態が推移した場合においては、「大雪時の災害対策行動計画」に基づいて凍・雪害対策本部から災害対策本部の設置に移行し対応を図ることとしております。

こうしたことから現状の雪害対策については、町及び各関係機関の役割を確立し、被害を最小限に抑止できるよう努めているところでありますが、近年の他地域での記録的な降雪など厳しい気象状況への対応も求められていますので、効率的・効果的な対策ができるよう体制の一層の充実を図っていきたいと考えています。